

市谷議員 再要望項目一覧

令和8年度9月補正分

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
市町村課	1 米軍機低空飛行訓練の実態調査と騒音測定器設置について 鳥取県及び地方6団体で、今夏に要望されたとのことだが、防衛省に問い合わせたところ、「直ちに鳥取県内での実態調査の実施や常時騒音測定器の設置をする状況にはないと考えている」と回答があった。 しかし、昨年問い合わせた際には、自治体から要請があれば実態調査をする旨の回答であったことを考えると、今夏の鳥取県の要望を無にするような防衛省の対応である。 再度防衛省に実態調査を依頼し、具体的な調査日程を詰めること。	国の責任において実態把握を行うことを求めている。
企業支援課	2 中小業者への賃上げ直接支援について 新設予定の「地域の未来を創る賃上げ・価格適正化推進事業」の「賃上げ環境整備型」は、何に対する補助なのか、賃上げすれば補助されるのか、よくわからないため詳しく制度を説明すること。 そして、従来の設備投資に対する補助金との差別化を図り、制度を活用促進し、賃上げに結び付けるためにも、賃上げに対する直接支援のしくみとすること。	9月補正予算案において新設を検討している「賃上げ環境整備型」は、県内企業が持続的な賃上げを目的に行うコスト削減や生産性向上に資する設備導入、販路開拓、人材育成等にかかる費用の一部を補助する制度である。 従来の制度では、対象となる全従業員の賃上げを要件とするのに対し、「賃上げ環境整備型」は賃金の低い従業員層のみの賃上げを要件としており、全社的な賃上げが困難な企業に活用いただきやすい制度としている。 なお、持続的な賃上げは、一時的な賃金原資への補填で実現するものではなく、「稼ぐ力」を強化して原資となる利益を構造的に生み出すことにより、人材確保や物価高対応のためにやむを得ず賃上げする所謂「防衛的賃上げ」状態を脱却できる体質に転換していくことが必要であり、賃上げに対する直接支援は考えていない。 【9月補正】 ・地域の未来を創る賃上げ・価格適正化推進事業 300,000千円

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
教育委員会 事務局 教育環境課	3 学校体育館へのエアコン設置について 県立高校のエアコン設置は、令和13年度までに、計画的に各校1棟に設置する予定ではあるが、近年の猛暑の状況からすると、前倒し実施が必要と考える。計画的な実施となったのは、「予算の平準化のため」とのことだが、思い切って予算を増額し前倒し実施すること。 また、避難所となることが多い小中学校体育館のエアコン設置が、ゼロの市町村もかなりある。文科省は2度目の補助金申請（計画報告）の受付を9月に行うとしており、市町村の申請を後押しするためにも、県の補助制度（支援制度）を創設すること。	現在の整備計画は、今後の教育改革等を見据え、無駄のない施設整備や体育館の長寿命化計画を含めたより効率的なエアコン整備、県全体の事業量なども踏まえて総合的に勘案し策定したものであり、現時点で、予算の増額や前倒しは考えていない。 なお、指定避難所に指定されていない県立高校については、地方債などの有利な財源がないため、指定に向けた市町村との調整を行っているとともに、令和8年8月18日に「学校施設環境改善交付金」の適用範囲の拡充を国に要望した。 また、市町村への支援について、国交付金や地方債による財政支援があることから、県の補助制度創設は考えていないが、令和8年8月18日に補助単価の引き上げや上限額の撤廃などの地方負担軽減を国に要望したところであり、空調方式や断熱改修工法ごとのモデル例を市町村に提供するなど、引き続き、小中学校体育館のエアコン整備促進に取り組んでいく。 【9月補正】 ・県立学校体育館等空調設置事業 200,675千円
健康医療局 医療政策課	4 新・地域医療構想ガイドラインについて ガイドラインでは、2040年における必要病床数の算定式が示されており、県はガイドラインと地域の実情を踏まえた計画を策定するとしているが、計画策定は義務なのか、計画を策定しなかった場合、国から罰則や不利益を受けることがあるのか、回答すること。 計画が義務でもなく、計画未策定によって不利益を受けることがないのであれば、国から事実上病床削減を強要されるような計画は策定する必要はなく、計画策定はしないこと。	医療法等の一部を改正する法律（令和9年4月1日施行）において、各都道府県は新たな地域医療構想を策定することが義務づけられており、罰則はないが、本県においても策定しなければならない。 また、地域医療介護総合確保基金は、地域医療構想に即した事業が対象であり、構想を策定しなかった場合、基金の対象事業に必要な国の支援が受けられなくなる。 なお、新たな地域医療構想は、2040年頃を見据え、地域において必要な医療提供体制を確保していくため、地域での自主的な協議を踏まえて医療機関の役割分担の明確化、連携等に取り組むものであり、医療機関の病床削減を強要するものではない。
教育委員会 事務局 体育保健課	5 特別支援学校の給食無償化について 今年度は、国の無償化支援を活用しながら、特別支援学校小学部の給食は完全無償化されたと認識している。引き続いて、特別支援学校中学部・高等部の給食の無償化を計画し、実施すること。 またその必要経費を回答すること。	学校給食費の抜本的な負担軽減は、地方公共団体の財政力によらない全国一律の制度として国の責任において確実に予算措置されるべきものであり、現時点で県単独の無償化における補助制度等は考えていない。なお、中学校等への負担軽減においては、早期に実現するよう令和8年8月18日に国要望望を行ったところである。 また、特別支援学校中学部・高等部の学校給食費は今年度の1食あたりの単価、給食実施予定回数及び生徒数を基に試算すると概算で37百万円程度となるが、特別支援教育就学奨励費等の国庫補助金も充当されることから全額が県の負担となるわけではない。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
教育委員会 事務局 教育人材開発課	6 30人以下学級の実施について 「国の35人以下学級」の仕組みを活用し、鳥取県下の小学校全てで30人以下学級が実施されていると認識していた。ところが、35人を超えた学級編成となっている小学校があると聞くが、その理由、また30人以下学級へと改善を図ること。 同時に、中学校の30人以下学級を早期に検討し、実施に踏み出すこと。	本県の小学校の学級編制基準は30人以下であり、35人を超えた学級編制となっている小学校はない。なお、令和8年度より、県学級編制基準（30人）による学級数に応じた教員の配当数のまま、1学級当たりの児童生徒数を国の学級編制の標準（35人）を超えない範囲までの運用を可能とし、級外の教員を活用した新たな指導体制である「少人数学級の弾力的運用」を小学校高学年と中学校1年生で導入している。 中学校1年生は国基準を上回る33人以下学級を実施しているが、令和9年度以降、中学校2・3年生における本県の学級編制基準の在り方については、都市・町村教育長会代表も交えた少人数学級ワーキンググループにおいて、客観的指標に基づく成果指標の検証を今後行っていくこととしており、その効果や財政負担を踏まえて、慎重に検討を進めることとしている。
農業振興局 生産振興課	7 農業・コメ政策について (1) 政府備蓄米の買入について、農水省は8月末にもその方向性を明らかにするとしているが、遅きに失した感もある。既に各地の概算金が2万円を切り、鳥取県は昨年の2万2千円から1万6千円となる見込みであり、コメの適正価格の保障、生産費に見合った農家の所得をどう補償するのか、いよいよ正念場であり、政治の責任と役割が問われている。改めて国に対し、少なくとも政府備蓄目標の100万トンの早期買い上げの表明と実施、生産費に見合った所得補償を求めること。 また鳥取県独自に米の所得補償制度に踏み出すこと。	令和8年産米の価格形成に影響を及ぼすことのないよう、政府備蓄米の買入数量、価格及び時期等の見通しについて早期に明示すること及び政府備蓄米の買い入れ等により、適正な備蓄水準を早期に回復させることなどを令和8年8月6日に国へ要望を行ったところである。 また、令和8年産米の概算金について、全農ととりは「概算金と精算金を合わせて生産経費と利益の確保を目指す」としており、改めて国に所得補償を求めること及び県独自の所得補償は考えていない。
農業振興局 生産振興課	(2) 来年度見直しの水田活用直接支払交付金の単価について、農水省は秋から冬に単価を決めて周知するとしているが、コメの価格が不安定な状況の中、農水省のスケジュール通りでは、生産者が来年度の作付けに迷いが生じることが懸念される。農水省に単価について問い合わせると、水田はより多く出せるようにしたいが、収量に応じた単価設定となることや畑は単価が低くなるように聞いた。早急に、農地が維持可能で生産費を賄える単価設定を表明するよう国に求めること。	水田政策の見直しにあたっては、地域の実情に配慮し、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすることのほか、「水田活用の直接支払交付金」等の十分な予算を確保することについて、令和8年8月6日に国へ要望を行ったところである。
農業振興局 農地・水保全課	(3) 環境保全型農業直接支払交付金は、みどりの食料システムと一本化し、5年限定となる予定と農水省から聞いた。かかりまし経費や、減少リスク、販路拡大への支援はあるとのことだが、5年限定で自立を求められれば、従来のような継続した取組にならず、農地保全が途絶えることが懸念される。5年限定はやめるよう改めて国に求めること。	新たな環境保全型農業直接支払交付金における支援期間を限定しないことについて、令和8年8月6日に国へ要望を行ったところである。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
くらしの安心局 くらしの安心推進課	8 猫の不妊去勢手術の助成事業について 猫は自ら繁殖コントロールができないため、飼い主のいない子猫が数多く収容され、命が失われている状況に鑑み、県は飼い主がいない猫を対象とした助成制度を創設し、市町村補助の半額を県が補助している。 しかし、市町村によって補助上限に差があり、若桜町、八頭町は2万円、それ以外は1万5千円か1万円である。市町村によっては手術可能な病院がなく、遠方まで手術を受けに行くための経費がかかり、不妊去勢手術を諦めるか、住民や支援活動団体の良心と負担に頼らざるをえない状況となっている。支援額の引き上げを市町村に働きかけると同時に、県の支援額も引き上げること。 また、中部・倉吉市に手術可能な病院を設定し、東部、中部、西部の各圏域で不妊去勢手術が可能となるようにすること。	市町村が実施する飼い主のいない猫の不妊去勢手術への支援事業は、市町村が必要性を判断の上、地域の実情に応じた上限額を設定しているものであることから、県から市町村に対し支援額引き上げの働きかけは行わず、また、県支援額の引き上げも考えていない。 なお、倉吉市にも手術可能な病院はあり、既に各圏域で不妊去勢手術が可能となっている。
自然共生社会局 水環境保全課、 道路局 道路企画課	9 道路陥没・排水施設の整備について 国交省の集計では、2025年に起きた道路陥没が1万1227件で、道路排水施設に起因する事例が41%を占め、鳥取県は812件と、鳥根県の147件より随分多い。 また、内水氾濫想定図の未公表が全国で60%、ハザードマップの作成・公表は鳥取県12.5%となっている。 これらの県内での作成・公表実態を明らかにし、早急な作成・公表を市町村に促し、その促進のためにも、道路陥没防止・排水施設の整備を県も支援すること。	水防法により雨水出水浸水想定区域図（内水氾濫想定図）、内水ハザードマップの作成・公表が義務付けられているのは、県内では鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、八頭町、湯梨浜町の7市町である。このうち、現時点で両図とも作成・公表しているのは境港市のみであり、県としては他市町にも作成・公表を促していくこととしている。 道路陥没については、道路管理者がパトロールなどにより早期の把握と補修に努めるとともに、「地下占用物連絡会議」により地中の点検結果を情報共有し、陥没を未然に防止する対応を管理者と占有者が連携して進めており、引き続きこれらの取組を進めていく。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
原子力安全対策課	10 島根原子力発電所2号機のプルサーマル計画について 8月27日原子力安全顧問会議が開催され、「安全性の確認はできた」「意見のとりまとめに入る」と、「意見付き了承」に向けた動きが早まっている。 しかし、この間の説明においても、ウラン燃料よりMOX燃料の危険性が高まることは明らかとなったが、安全対策は机上の空論にすぎず、新規制規準に適合しているとの理由でレベル2以上の「確率的リスク評価」はしないというのは、完全に安全神話に漬かりきった対応であり、容認することはできない。 また、使用済みMOX燃料の処理は、技術は確立しているというが実用段階にはなく、結局島根原発敷地内の燃料プールに留め置くことになり、現状では、六ヶ所村の使用済み核燃料の再処理工場は動く見通しもなく、核のゴミを減らすより高温の危険な核のゴミを増やすだけである。 また、40年越えの経年劣化の評価と長期管理計画は定まっておらず、その見通しも明らかにならないまま、老朽化した島根原発2号機でのプルサーマルでの実施は危険極まりないと言わざるを得ない。 加えて、住民説明会は、境港市1か所、米子市1か所でしか行われておらず、住民の理解を得ようという中国電力の意思も乏しいと言わざるを得ない。 島根原発2号機でのプルサーマル実施の条件は全く整ってはおらず、実施了解はしないこと。少なくとも、9月議会中の実施了解は絶対にしないこと。	島根2号機プルサーマル計画については、安全を第一義として、原子力安全顧問の専門的な知見に基づく意見を踏まえ、米子市や境港市、県議会の意見を聞いて判断していく。